# 工場立地法 の対象になると 届出が必要です

工場立地法は、工場立地が近隣環境の保全を図り、適正に行われることを目的とした法律です。 一定規模以上の工場を、新設または変更する場合には、工場立地法に基づく届出が必要です。

1 対象工場 ※次の両方に該当する場合

● 対象業種 : 製造業、電気・ガス・熱供給業者 ※水力、地熱及び太陽光発電所除く

● 対象規模 : 敷地面積 9,000㎡ 以上

または 建築面積 3,000㎡ 以上 ※生産以外の建物も含む

# 2 対象工場への主な規制

● 生産施設の面積率 : 30~65%以下

● 環境施設(緑地含む)面積率 : 25%以上

- ※ 生産施設の面積率の上限は、業種によって異なります。
- ※ 環境施設とは、緑地、噴水、広場、屋外運動場、 企業博物館、太陽光発電施設などを指します。
- ※ 環境施設25%のうち、20%以上を緑地として配置する必要があります。
- ※ 昭和49年6月28日以前に既に設置等されていた工場には緩和措置があります。

# 3 届出について

- ・ 対象工場を新設、変更等する場合は、着工日の90日前までに下記へ届出をお願いします。
- ・届出用紙は以下URLからダウンロードできます。下記窓口でもお渡ししています。

▼ 届出様式ダウンロード(飯田市工業課Webサイト) https://www.city.iida.lq.jp/site/kougyou/rittitodoke.html



## ● 届出・問合せ先

### 飯田市 産業経済部 工業課 企業立地係

